

支援対象公募におけるよくある質問について

	Q	A
1	どんな地方公共団体に、どんな支援をしていただけるのでしょうか？	<p>本事業は、既存学校施設のZEB改修について主体的に取り組む意思をもちながらも、「調査業務の予算がない」「調査委託の仕様書をどう書いたら良いか分からない」などの理由が障壁となりZEB化検討に着手できていない地方公共団体を対象とし、対象学校施設の「ZEB化可能性調査」「ZEB化にかかる試算」そして「地方公共団体内の関係者を対象としたZEBに関する勉強会のコンテンツ作成と講演」などを通して、</p> <p>既存学校建築物のZEB化改修計画案作成を支援するものです。</p>
2	ZEB化改修提案は、どこまでの提案をしていただけるのでしょうか？	<p>今後、長期にわたり継続利用が予定されている既存学校建築物について、現状調査を行った上で、予算に見合ったZEB化改修案を策定します。</p> <p>目指すZEBランク（『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented、ZEB水準程度）がある場合は、そのZEBランクへの改修について可能性調査・経費積算を行います。</p>
3	ZEB化改修提案にあたり、支援対象外の作業はありますか？	<p>「既存小学校や中学校を増改築して小中一貫校とする統合計画」や「住民サービス拠点と学校施設の統合計画」など、建築基本計画が変更となる検討は、本業務の対象外となる可能性があります。事務局までご相談ください。</p>
4	地方自治体と支援事務局の作業分担はどのようになりますか？	<p>あくまで主体者は地方公共団体になります。地方公共団体内の調整や勉強会の告知・参加者の募集などの業務は地方公共団体側で実施して頂きます。</p>
5	本件の支援対象となった場合、必ずZEB改修を実現しなければならないですか？	<p>本業務の目的は、支援の結果作成される「既存学校施設のZEB化改修計画案」を当該地方公共団体内や類似課題を持つ他の自治体に共有することで、既存学校建築物のZEB化検討ノウハウを広めることにあります。</p>
6	支援自治体となった場合、地方公共団体側にはどのような負担が発生しますか？	<p>「ZEB可能性調査」「ZEB化に要する経費積算（予算案）の作成」「学校のZEB改修に関する勉強会のコンテンツ作成と講演」に係る経費は文部科学省の委託業務として支援事務局が対応しますので、地方自治体側に費用負担は生じません。</p> <p>しかしながら、プロジェクトの主体は地方公共団体様にありますので、調査対象学校施設関係者とのご調整、自治体内の関係部局間のご調整、勉強会実施の告知、関係者への参加の呼びかけ、勉強会会場確保などは原則として地方公共団体の担当者様にて実施して頂くこととなります。</p>